



〒899-5116

鹿児島県霧島市隼人町内1553-1

Tel: 0995-71-0815

Fax: 0995-71-0172

携帯: 080-6315-8374

自立訓練(生活訓練)・就労移行支援

営業時間: 9:00～17:00(月～金)

営業時間: 9:00～12:30(第2・4土)

就労定着支援

営業時間: 9:00～17:00(月～金)

営業時間: 9:00～12:30(第2・4土)

@ 特定非営利活動法人 輝

指定を受けている福祉サービス一覧

～相談支援事業所～

- ・障害児相談支援
- ・特定相談支援
- ・自立生活援助
- ・地域移行支援、地域定着支援

～児童通所支援事業所～

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・日中一時支援

～障害福祉サービス事業所～

- ・自立訓練(生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労定着支援
- ・就労継続支援B型
- ・就労継続支援A型



特定非営利活動法人 輝



サポートセンター



かがやき



自立訓練(生活訓練)

就労移行支援

就労定着支援

自立訓練（生活訓練）

利用期間：原則として最大2年 定員：12名

＊退院・退所または支援学校卒業後等であって地域生活を行えるように支援する事業所です。通所型と訪問型とありそれぞれの場所での入浴、排泄、食事に関する自立するための訓練や生活に関する相談、助言、その他必要な支援を行います。

就労移行支援

利用期間：原則として最大2年 定員：6名

＊就労を希望する65歳未満の障害のある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供を行います。就労に必要な訓練や資格取得のお手伝い、求職活動に関する支援、職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談や支援を行います。

就労定着支援

利用期間：原則として最大3年 定員：20名

＊就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者で、就労を継続している期間が6ヶ月以上を超える障害者に対し、各事業所や医療機関などと連絡調整を行い、雇用に伴い生じる日常生活又は、社会生活を営む上での問題に対して相談、指導、助言等の必要な支援を行います。

運営方針

- ・社会で輝ける人財を育成します。
- ・利用者の自律を支援します。
- ・共生共存を図ります。
- ・本人の能力を最大に引き出します。
- ・必要なサービス利用をして地域で生活できるように支援します。

営業時間（自立訓練・就労移行支援）

- ・月～金 9:00～16:00
- ・第2・4土曜日 9:00～12:30

営業時間（就労定着支援）

- ・月～土（第2・第4） 8:30～17:30

～通所時の一日の流れ～

	自立訓練 （生活訓練）	就労移行支援
9:00～ 10:00	通所、体操、清掃、スケジュール確認	
10:00～ 12:00	個別活動	施設内活動・施設外 就労・実習等
12:00～ 13:00	昼食（休憩）	
13:00～ 15:30	個別活動	施設内活動・施設外 就労・実習等
15:30～ 16:00	1日の記録	
16:00～	帰宅	

～各サービスの支援内容～

自立訓練（生活訓練） ＊通所

・一人ひとりの目標に合わせ、日常生活に必要な訓練を行い、本人なりの自立を目指せるように支援をしていきます。地域社会での生活が安心して送れるように必要な助言や支援を行います。

自立訓練（生活訓練） ＊訪問

・通所が困難な障害者が、通所による訓練に通えるようになることを目指し、訪問による訓練を行ったり、生活上必要な家事等を実際の生活環境で訓練することが効果的な場合や、訪問し、訓練することで就労を継続できるように支援をしていきます。

就労移行支援

・就職に必要な知識及び能力向上のための訓練を行い、施設外就労や、実習、ハローワークへの同行、履歴書の書き方等、本人に合った就職先を見つけられるように支援をしていきます。

・就職後6ヶ月間は、安定して就労を続けられるように支援を行っています。

就労定着支援

・月1回以上の面談を行い、相談、助言等を行います。必要に応じて利用機関等と連絡調整を行い、雇用が継続出来るように支援をしていきます。

・また、就労に伴って起こる日常生活での相談を受け、問題解決していけるように支援をします。

